

<平成 26 年 8 月 30 日改訂>

(下線部は変更箇所)

新 (変更後)	旧 (変更前)												
<p>外国為替保証金取引説明書(外貨ネクストネオ)</p> <p>I.～II. (略)</p> <p>III. 取引説明ガイド</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 口座開設について (略)</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 名義の如何を問わず、外貨ネクストネオにおいて既に口座をお持ちでないこと</p> <p>(11)～(12) (略)</p> <p>(13) 取引約款に定めるお客様の義務に違反していないこと</p> <p>(14) (略)</p> <p>3. 本人確認書類の提出 (略)</p> <p>(個人のお客様の場合)</p> <p>1.～12. (略)</p> <p>※ご注意 (略)</p> <p>・10～12 は作成・発行日から <u>6</u>ヶ月以内の原本<u>またはコピー</u>をご用意下さい。 (略)</p> <p>(法人のお客様の場合)</p> <p>1. 登記簿謄本 ※ご注意 発行日から <u>6</u>ヶ月以内の原本 (コピー不可) をご用意下さい。 (略)</p> <p>4.～10. (略)</p> <p>11. 注文の種類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種類</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">IFD (If Done)</td> <td>新規注文「IF」、およびその約定により成立したポジションに対する決済注文「Done」を同時に発注する注文方法。新規注文が約定した後、あらかじめ指定したレートで決済注文</td> </tr> </tbody> </table>	種類	説明	(略)	(略)	IFD (If Done)	新規注文「IF」、およびその約定により成立したポジションに対する決済注文「Done」を同時に発注する注文方法。新規注文が約定した後、あらかじめ指定したレートで決済注文	<p>外国為替保証金取引説明書(外貨ネクストネオ)</p> <p>I.～II. (略)</p> <p>III. 取引説明ガイド</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 口座開設について (略)</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 名義の如何を問わず、外貨ネクストネオ<u>または外貨ネクスト</u>において既に口座をお持ちでないこと</p> <p>(11)～(12) (略)</p> <p>(13) <u>本約款</u>に定めるお客様の義務に違反していないこと</p> <p>(14) (略)</p> <p>3. 本人確認書類の提出 (略)</p> <p>(個人のお客様の場合)</p> <p>1.～12. (略)</p> <p>※ご注意 (略)</p> <p>・10～12 は作成・発行日から <u>3</u>ヶ月以内の原本をご用意下さい。 (略)</p> <p>(法人のお客様の場合)</p> <p>1. 登記簿謄本 ※ご注意 発行日から <u>3</u>ヶ月以内の原本 (コピー不可) をご用意下さい。 (略)</p> <p>4.～10. (略)</p> <p>11. 注文の種類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種類</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">IFD (If Done)</td> <td>新規注文「IF」、およびその約定により成立したポジションに対する決済注文「Done」を同時に発注する注文方法。新規注文が約定した後、あらかじめ指定したレートで決済注文</td> </tr> </tbody> </table>	種類	説明	(略)	(略)	IFD (If Done)	新規注文「IF」、およびその約定により成立したポジションに対する決済注文「Done」を同時に発注する注文方法。新規注文が約定した後、あらかじめ指定したレートで決済注文
種類	説明												
(略)	(略)												
IFD (If Done)	新規注文「IF」、およびその約定により成立したポジションに対する決済注文「Done」を同時に発注する注文方法。新規注文が約定した後、あらかじめ指定したレートで決済注文												
種類	説明												
(略)	(略)												
IFD (If Done)	新規注文「IF」、およびその約定により成立したポジションに対する決済注文「Done」を同時に発注する注文方法。新規注文が約定した後、あらかじめ指定したレートで決済注文												

	ができるため、利益や損失を確定することができます。うち「IF」は成行・マーケット注文・指値・ストップ、「Done」は指値・ストップ・トレールにそれぞれ対応しています。 (略)
(略)	(略)
IFO (IFD+OCO)	IFD と OCO を組み合わせた注文方法。新規注文「IF」、およびその約定により成立したポジションに対する「OCO」の決済注文（指値・ストップ、または指値・トレールの組み合わせ）を同時に発注する注文方法。うち「IF」は成行・マーケット注文・指値・ストップに対応しています。 (略)

(略)

【オプション注文機能】

1.(略)

2. スピード注文

(略)

※スピード注文の発注に際しては、そのスピード注文が新規注文（IF）として約定した場合の成立ポジションに対する、Done（指値・ストップ・トレール）またはOCO（指値・ストップもしくは指値・トレールの組み合わせ）の決済注文を同時に発注することができます。これら決済注文のうち指値・ストップにおいては、指定レートに代えてレート差（決済指値幅・決済ストップ幅）を設定します。この決済注文が有効となった際には、スピード注文（IF）発注時のレートに当該レート差を加減した値を指定レートとして適用するため、スピード注文（IF）の約定値からのレート差とは一致しない場合があります。なお、「スピード注文」画面における両建て設定が有効でないときに限り、スピード注文（IF）が決済注文となり、これと同時に発注した決済注文（Done または OCO）は自動的に取消となる場合があります（「21. 両建て取引」を参照）。

3.(略)

4. 注文設定

(略)

[1]~[2] (略)

[3]注文動作設定

注文発注前後における画面動作の設定であり、通貨ペア共通で適用されます。発注後に注文ダイアログを残すかどうか（通常・マーケット別）、確認画面表示の可否（通常・全決済別）、発注または約定直後の受付メッセージ表示の可否、決済の指値・ストップ注文（スピード注文と同時に発注するものを除きます。本項「2.スピード注文」を参照）において「指定レート」欄に初期表示される数値の算出に用いる基準レートの選択（現在レートもしくは約定価格）、ワンクリック決済の使用可否、スピード注文のショートカット使用可否のそれぞれが設定できます。

[4]通貨ペア毎の各種初期値

各通貨ペアにおいて、注文発注画面を開いた際に表示される初期値設定です。基準 Lot 数、トレール幅、スリッページ、指値幅・ストップ幅（新規の指値・ストップ注文における「指定レート」欄の初期表示レートと基準レートとの差）、決済指値幅・決済ストップ幅（決済の指値・ストップ注文における「指定レート」欄の初期表示レートと基準レートとの差）がそれぞれ設定できます。うち基準 Lot 数はワンクリック注文およびスピード注文に、スリッページは、スピード注文（マーケット注文のみ）に、トレール幅、決済指値幅・決済ストップ幅はスピード

	ができるため、利益や損失を確定することができます。うち「IF」は成行・指値・ストップ、「Done」は指値・ストップ・トレールにそれぞれ対応しています。 (略)
(略)	(略)
IFO (IFD+OCO)	IFD と OCO を組み合わせた注文方法。新規注文「IF」、およびその約定により成立したポジションに対する「OCO」の決済注文（指値・ストップ、または指値・トレールの組み合わせ）を同時に発注する注文方法。うち「IF」は成行・指値・ストップに対応しています。 (略)

(略)

【オプション注文機能】

1.(略)

2. スピード注文

(略)

（新設）

3.(略)

4. 注文設定

(略)

[1]~[2] (略)

[3]注文動作設定

注文発注前後における画面動作の設定であり、通貨ペア共通で適用されます。発注後に注文ダイアログを残すかどうか（通常・マーケット別）、確認画面表示の可否（通常・全決済別）、発注または約定直後の受付メッセージ表示の可否、決済の指値・ストップ注文において「指定レート」欄に初期表示される数値の算出に用いる基準レートの選択（現在レートもしくは約定価格）、ワンクリック決済の使用可否、スピード注文のショートカット使用可否のそれぞれが設定できます。

[4]通貨ペア毎の各種初期値

各通貨ペアにおいて、注文発注画面を開いた際に表示される初期値設定です。基準 Lot 数、トレール幅、スリッページ、指値・ストップ注文における「指定レート」欄の初期表示レートと基準レートとの差（指値・ストップ、新規・決済別）がそれぞれ設定できます。うち基準 Lot 数は、ワンクリック注文、スピード注文においても適用されます。また、スリッページは、スピード注文においてマーケット注文を利用される場合にも適用されます。

注文と同時に発注する決済注文に対してもそれぞれ適用されます。
(略)

12.～20. (略)

21. 両建て取引

(略)
※両建て取引「なし」設定のときに、「IF」にあたる注文が既存ポジションと同一通貨ペアかつ反対の売買区分である IFD または IFO を発注した場合は、「IF」注文が当該既存ポジションに対する決済注文として（既存ポジションの残 Lot 数を超過した分は新規注文として）処理されます。またこの場合、IFD の「Done」もしくは IFO の「OCO」にあたる注文のうち、決済注文となった「IF」注文にかかる Lot 数の分は自動的に取消となります。

(略)

22.～32. (略)

33. アカウントロック

外貨ネクストネオ画面にログインする際に、口座番号、パスワードの入力を連続して当社が設定する回数誤って入力されますと口座がロックされ、ログインおよびお取引ができなくなります（アカウントロック）。アカウントロックの解除につきましては、個人のお客様の場合は当社ホームページ内の専用フォームにて、法人のお客様の場合は当社ホームページ内のお問い合わせフォーム、または、お電話（0120-430-225）にてそれぞれ承ります。

34.～39. (略)

外国為替保証金取引行為に関する禁止行為

(略)

a.～t. (略)

u. 通貨関連デリバティブ取引（外国為替保証金取引を含みます。v.において同じ。）につき、顧客が預託する保証金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官が定める額（平成 22 年 8 月 1 日以降は想定元本の 2%、平成 23 年 8 月 1 日以降は同じく 4%。v.において同じ。）に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること

v. 通貨関連デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻における顧客が預託した保証金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官が定める額に不足する場合に、当該顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続すること

w. 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって不利な場合）には、顧客にとって不利な価格で取引を成立させる一方、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって有利な場合）にも、顧客にとって不利な価格で取引を成立させること

x. 顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲を、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広く設定すること（顧客がスリッページを指

(略)

12.～20. (略)

21. 両建て取引

(略)
※両建て取引「なし」設定のときに、「IF」にあたる注文が既存ポジションと同一通貨ペアかつ反対の売買区分である IFD または IFO を発注した場合は、「IF」注文が当該既存ポジションに対する決済注文として（既存ポジションの残 Lot 数を超過した分は新規注文として）処理されます。またこの場合、IFD の「Done」もしくは IFO の「OCO」にあたる注文は自動的に取消となります。

(略)

22.～32. (略)

33. アカウントロック

外貨ネクストネオ画面にログインする際に、口座番号、パスワードの入力を連続して当社が設定する回数誤って入力されますと口座がロックされ、ログインおよびお取引ができなくなります（アカウントロック）。アカウントロックの解除につきましては、当社サポートセンター（0120-430-225）までご連絡ください。なお、当社サポートセンターにおけるアカウントロックへの対応時間は、外国為替市場の取引が行なわれている時間で原則 24 時間となっています（年末年始を除く）。

34.～39. (略)

外国為替保証金取引行為に関する禁止行為

(略)

a.～t. (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

<p><u>定できる場合に、顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲が、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広くなるよう設定しておくことを含む。)</u></p> <p><u>y. 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限を、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限よりも大きく設定すること</u></p> <p>以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
---	---